

令和7年11月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年11月25日（火）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

9番 村川 浩記

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

13番 西 秀敏 1番 小林 孝幸

第2 提出議案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第35号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年11月25日（火） 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年11月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「13番 西委員」「1番 小林委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 （別紙資料 議案第34号を朗読し説明する。）
今回の申請ですが、申請地を借りてにわたりの養畜をしている譲受人が経営規模拡大を要望しており、5年間の使用貸借として農地法第3条の申請をされています。
譲受人はこれまでも養畜に従事しており、今後も今までどおり継続するとあります。また、にわたりの鳴き声が周囲の迷惑にならないように努力し、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
村木地区の担当委員である「13番 西委員」をお願いします。
- 西委員 はい、13番 西です。事務局の説明とおりで。資料にある写真でもわかるように現在も養畜をされています。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第34号は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第35号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」**及び**議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題といたします。なお、関連議案となりますので一括して議題を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第35号及び議案第36号を朗読し説明する。)

概要ですが、昭和51年に陶磁器用倉庫として転用許可が出ていましたが、先ほど申し上げた理由により当初計画が実行されず現在に至っております。

今後、隣接する土地・建物を維持管理するための駐車場として使用したいとのことで、今回の計画変更承認申請及び農地法第4条第1項の転用申請がなされたものです。

申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用することから、土砂流出の心配もなく、日照や通風についても問題ないと思われます。

また、排水計画ですが、雨水は自然流下により排水することになっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと思っております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」をお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第35号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」及び議案第36号「農地法第4条第1項

の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第35号及び議案第36号については許可相当として進達することにいたします。

続きまして議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

溝上係長

(別紙資料 議案第37号を朗読し説明する。)

申請地ですが、昭和56年頃、譲渡人の父親が、隣接する宅地の所有者へ土地を譲ったあと、宅地の所有者が住宅を建築した際に、名義を変更することなく駐車場へ転用し、現在も同目的で使用されています。

今回、個人住宅の売買に伴い判明したもので、正式に駐車場として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

申請農地の種別ですが、波佐見町役場からおおむね300m以内にある農地になりますので「第3種農地」と判断され、転用許可ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
宿地区の担当委員である「6番 増田委員」お願ひします。

増田委員

はい、6番 増田です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第37号は許可相当として進達することにいたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会11月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。